

虹村公園の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、虹村公園多目的広場及び野球場（以下これらを「公園施設」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 公園施設は、体育・スポーツ・レクリエーション及び健康で文化的な行事・集会のために供用するものとし、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる用途に使用することができるものとする。ただし、特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。

公園施設の区分	使用可能な用途
野球場	硬式野球，軟式野球
多目的広場（A）	硬式野球，軟式野球
多目的広場（B）	グラウンドゴルフ，ゲートボール等
多目的広場（C～H）	ソフトボール，軟式野球，サッカー等

(占有使用が可能な期間及び時間帯)

第3条 公園施設を占有して使用することができる期間及び時間帯は、それぞれ次のとおりとする。ただし、必要によりこれらを変更することができるものとする。

(1) 使用可能期間 1月4日から12月28日まで

(2) 使用可能時間帯 午前7時から午後9時まで

(使用手続等)

第4条 公園施設を使用しようとする者は、多目的広場・運動場等使用申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による使用申込みは、使用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の承諾をしたときは、多目的広場・運動場等使用承諾書を当該申込者に対して交付する。

4 前2項の規定による申込等の受付及び承諾書の交付に係る事務は、広まちづくりセンターにおいて行う。

5 公園施設の使用の承諾を得た者（以下「使用者」という。）は、公園施設の使用について係員の指示に従わなければならない。

(使用承諾の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園施設の使用を承諾しない。

(1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。

(2) 当該使用により、建物や附帯設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であって、これに

対する対策が十分でなく、他の利用者や市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。

(4) 申込書の記載事項に虚偽があると認められるとき。

(5) その他公園施設の運営等に支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、公園施設の使用を終了したとき又はその使用を中止したときは、備付けの器具・物品を原状に復し、かつ、使用した場所を清掃しなければならない。

(賠償責任)

第7条 使用者は、当該使用により公園施設を滅失し、又は損傷したときは、不可抗力による場合を除くほか、その損害を賠償しなければならない。

(事故等の責任)

第8条 公園施設の営造物の設置又は管理に明らかな瑕疵がある場合を除き、当該使用中に生じた事故等の責任は、全て当該使用者にあるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公園施設の使用に関する取扱いに関し必要な事項は、土木部長が別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施日前に呉市総合体育館（オークアリーナ）で受け付けた公園施設の使用申込みについては、この要綱の規定に基づき受け付けたものとみなす。